

第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波シンボル・ロゴマーク 使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、第43回全国都市緑化フェア in 京都丹波（以下「フェア」という。）のシンボル・ロゴマーク（以下「ロゴ等」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 ロゴ等はフェア開催に向けて定めた「京都丹波みどりの里まつりシンボル・ロゴマークガイドライン」によるものとする。

(使用の範囲)

第3条 ロゴ等は、フェアを広く周知・広報する目的で制作されるパネル、チラシ、ポスター、ホームページ、新聞、テレビ、SNS等の媒体において使用することができる。ただし、フェアに協賛する企業・団体等の使用については、別に定める。

(使用承認等)

第4条 ロゴ等を使用する者は、あらかじめ「フェアロゴ等使用申請書」（様式第1号）またはオンラインによる「申請フォーム」により「フェア実行委員会長（以下「会長」という。）」に提出し、承認を受けなければならない。ただし次の各号のいずれかに該当する場合は、申請は不要とする。

- (1) 国又は地方公共団体、フェア実行委員会の構成メンバー等が営利を目的とせずに使用する場合
- (2) 教育活動等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関がフェアの報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) フェアの協賛企業、団体及びその他これに類する企業、団体等がフェアの広報の目的で使用する場合
- (5) その他、会長が認めたとき

2 前項各号に該当する場合において、ロゴ等を使用する者は、あらかじめオンラインによる「専用フォーム」より使用内容を届け出るものとする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴ等の使用の趣旨に反するものとして承認しないものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教活動に使用されるおそれがある場合
- (2) 特定の個人又は団体の売名に使用されるおそれがある場合
- (3) 不当な利益を上げるために使用されるおそれのある場合

- (4) フェアのイメージや品格をおとしめ、又は正しい理解を妨げるおそれのある場合
 - (5) 適切な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
 - (6) 法令及び公序良俗に反するおそれのある場合
 - (7) ロゴ等を使用する者が次のいずれかに該当する場合
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員を言う。以下同じ。）
 - ウ 役員等が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - (8) 営利を目的に使用する場合。ただし、フェアの振興に寄与すると認められる事業は、この限りではない。
 - (9) その他承認することが不相当と会長が認めた場合
- 4 ロゴ等の使用の可否については、「フェアロゴ等使用承認（承認内容変更）通知書」（様式第2号）又は「フェアロゴ等使用不承認通知書」（様式第3号）により通知するものとし、第2項の届出については、回答完了メールにより受理した旨を通知する。

（使用料）

第5条 ロゴ等の使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第6条 ロゴ等を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式等を正しく使用すること。
 - (2) 承認された用途にのみ使用すること。
- 2 ロゴ等を使用する権利は、第三者に譲渡又は貸与してはならない。

（完成品のデータの提出）

第7条 ロゴ等を使用した者は、完成品の写真等完成品のデータを速やかに会長に提出しなければならない。なお、写真の場合は見本品の全体が写されているもの及びロゴ等の使用状況が分かるものの2種類を提出するものとする。

（変更承認等）

第8条 ロゴ等の使用承認を受けた者が、承認内容について変更しようとするときは、あらかじめ「フェアロゴ等使用承認内容変更申請書」（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認をする場合は、第3条第3項及び第5項の規定を準用する。
- 3 ロゴ等の使用を届け出た者が、届出内容について変更しようとするときは、あらかじめ

報告しなければならない。

(承認の取消し)

第9条 会長は、ロゴ等の使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合、当該使用承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、「フェアロゴ等使用承認（承認内容変更）取消し通知書」（様式第5号）により通知するものとする。

3 前2項の規定により、承認を取り消された者は、承認の取消しがあった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

4 前3項の規定に基づき、使用を取り消された者に生じる経費（回収費用、成果品の作成費用等）は、フェア実行委員会は負担しないものとする。

(報告義務)

第10条 ロゴ等を使用する者は、会長の求めがあったときは、ロゴ等の使用状況及び使用実績について報告しなければならない。

(事務)

第11条 この要領に関する事務は、フェア実行委員会事務局が行う。

(補足)

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴ等の使用に関して必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和7年3月11日から施行する。

2 この要領は、令和7年5月1日から施行する。